

# 4月から役場の組織が一部変わります

町では、人口の増加や多様化する行政需要に柔軟に対応できる機能的、効率的な組織とするために、4月1日から町の組織機構を改めます。

今回の組織改正は、「企画・福祉・消防」部門の再編が柱となっており、幼児期の子育て支援に総合的に取り組むなどサービスの向上を図るため、新たな課を次のとおり設置します。

旧			新	
企画課	秘書広報係	新設	秘書広報課 (東庁舎 2階)	秘書係 広報係
福祉課	児童係		子育て支援課 (東庁舎 1階)	子育て支援係 保育係

上記以外の企画課・福祉課の係は、変更ありません。

## 新設となる課

- ・秘書広報課 秘書業務全般、請願陳情に関する受付調整。広報いなの発行、ホームページ・インターネット等による広報活動全般。国勢調査などの統計調査を行います。また、住民相談室に関する業務もこちらで行います。
- ・子育て支援課 児童手当、児童館、児童クラブ、保育の認定および給付、保育所、子育て支援センター、心身障害児通園施設等に関する業務を行います。

また、消防業務の拡大、消防活動の専門化に対応するとともに、大規模災害への備えの強化を図るため、消防本部「消防課」を「消防総務課」、「消防業務課」に、消防署「第1～3中隊」をそれぞれ「消防第1課」、「消防第2課」、「消防第3課」に組織変更します。

## 庁舎内配置図

(東庁舎)



(東庁舎)



# 臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、所得の低い方々への負担の影響に配慮し、暫定的・臨時的な措置として『臨時福祉給付金』を、また、子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として『子育て世帯臨時特例給付金』を支給します。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
給付対象	<p>基準日（平成26年1月1日）に伊奈町の住民基本台帳に登録されており、かつ、平成26年度分町民税（均等割）が課税されない方 ただし、以下の方は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税されている方の扶養親族等</li> <li>・生活保護制度の被保護者</li> </ul> <p>町民税が課税されない方かどうかを判定するには、町・県民税の申告が必要です。</p>	<p>基準日（平成26年1月1日）に伊奈町の住民基本台帳に登録されており、かつ平成26年1月分の児童手当を受給されている方で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方 ただし、以下の方は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時福祉給付金の対象者</li> <li>・生活保護制度の被保護者</li> </ul>
給付額	<p>対象者一人当たり10,000円 ただし、次に該当する方は5,000円を加算し、一人当たり15,000円となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など</li> </ul> <p>給付は一回限りです。</p>	<p>対象児童一人当たり10,000円 給付は一回限りです。</p>

申請手続等 具体的な申請開始時期・申請方法等については、詳細が決まり次第ホームページ等でお知らせします。  
 ④ 臨時福祉給付金については福祉課④2126、子育て世帯臨時特例給付金については子育て支援課④2129

## 平成26年度の介護保険料額

第4段階（基準額）の金額をもとに、所得や収入に応じた負担になるように、10段階（12区分）の保険料に分かれています。

所得段階	対象となる方	基準額に対する負担割合	保険料年額(円)
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	0.50	25,900
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	25,900
特例第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.68	35,200
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	38,800
特例第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.91	47,100
第4段階（基準額）	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	51,800
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.08	55,900
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	64,700
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	1.38	71,400
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.50	77,700
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.63	84,400
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.75	90,600

合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。すべての所得を合わせたものが「合計所得」です。

## 平成26年度 介護保険料額

65歳以上の方の平成26年度介護保険料額は左表のとおりです。

### 納め方と通知の時期

すでに年金からの天引きが始まっている方

4月、6月の年金からも2月年金天引額と同額の保険料が天引きされます。

平成26年度介護保険料特別徴収開始通知書が届いた方

お知らせした額で4月または、6月の年金から天引きが開始されます。

### 上記以外の方

7月に納付通知書を送付します。納期は7月末から来年2月末までの各月（8回）となります。また、年度途中に65歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降、随時、納付通知書を送付します。

注) との方にも7月に介護保険料額決定通知を送付しますので、再度保険料額の確認をお願いします。

④ 福祉課介護保険管理係④2124